

令和6年度円山動物園秋期動物舎等砂入替業務

1 業務名 令和6年度円山動物園秋期動物舎等砂入替業務

2 履行場所 札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

3 履行期間 契約締結日から令和7年1月31日まで

4 業務目的

動物の健康保持及び動物舎の衛生管理を目的とした、動物が使用していた床材用の砂等の入れ替え。

5 業務概要

- (1) 別添に示す各動物舎において、指定する資材及び数量の砂等の搬出及び搬入、並びに動物舎から搬出された砂等の山口処理場への運搬を行う。
- (2) 本業務の実施に当たり、園内動物の状態の異変による作業中断や、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示による。

6 現場条件

- (1) 作業日及び作業時間は委託者との協議で決定すること。

※動物園開園時間 9時30分～16時30分（11月以降は16時）

休園日 毎月第2・4水曜日（祝日の場合は翌日）

8月第1・4水曜日（祝日の場合は翌日）

11月第2水曜日を含むその週の月～金曜日

12月 29日～31日

- (2) 開園時間中の大型車両（10tダンプ等）の園内走行は一切禁止とする。開園中の園内走行は軽トラック以下の車両であれば可能とするが、誘導員を配置すること。自動車の走行速度は開園・閉園問わず、8km/時以下とする。
- (3) 園路に面した箇所での作業には交通誘導員及び人止め柵等を設置すること。

- (4) アフリカゾーン（キリン館、カバ・ライオン館）の草食動物が屋外放飼場に出ている時間帯は、付近の車両走行を禁止する。
- (5) 家畜伝染病予防法に基づき、園内入構時の靴裏消毒の実施（入構車両は門に撒かれた石灰を踏むように走行）すること。
- (6) 高病原性鳥インフルエンザが札幌市内、又は北海道内で発生した場合は、獣舎のバックヤードへの立ち入りが制限されるため、作業予定を変更する場合がある。また、高病原性鳥インフルエンザ発生中に作業を行う場合は、作業前に使用する機材を消毒すること。消毒に使用する噴霧器及び消毒液は委託者が提供することとする。

7 砂入替業務等仕様

(1) 総則

ア 来園者への配慮

- ・ 受託者は、本業務が札幌市の有料の社会教育施設内で行うものと認識し、来園者に不快感を与えないよう業務にあたること。
- ・ 服装は来園者に不快感を与えないものとし、来園者等が十分に確認できるネームプレート（会社名、氏名（ひらがな）等が記載されているもの）を着用すること。

イ 飼育動物への配慮

- ・ 飼育動物に精神的・身体的負担を極力かけないように注意を払うこと。このことに関する飼育員の指示がある場合はそれに従って作業を行うこと（例：不用意に近づかない、触ろうとしない等）。

(2) 砂入替

ア 資材の確認

(ア) 使用する資材（砂、碎石等）は、事前に全種のサンプルを提出し、委託者の確認及び了解を得ること。

(イ) キリン動物舎に使用する砂は、以下の規格又は同等品の資材とする。

適合品	<p>日高産グリーン砂 (kz30G.M)</p> <p>取扱業者：焼砂工房 カズマ</p> <p>札幌市北区北 27 条 16 丁目 6-26</p> <p>(電話・FAX 011-756-2776)</p>
-----	---

同等品条件	<p>グリーン砂</p> <p>※ <u>粒度試験結果が以下を満たすもの</u></p> <p>→ (ふるいに留まる量が) 1.18mm 以下：含まない、1.18～1.7mm：65%以上、 1.7～1.98 mm：15%未満、1.98～2.4mm：15%未満、2.4～3mm：10%未満、3mm以上：含まない</p>
-------	--

※ 同等品で入札等に参加しようとする場合は、「同等品・規格確認書」にサンプルと同等品条件を満たすことがわかる書類（パンフレット、各種試験結果等）を添えて、入札等の3日前までに担当課へ提出し、あらかじめ確認を受けること。

(ウ) フラミンゴ動物舎に使用する資材

- ・ 黒土は、粘りが強い土で粒が細かい、砂の含有が少ない、泥状になりやすいもの（水はけが悪いもの）とする。

(カ) 熱帯雨林館に使用する資材

- ・ ゾウたい肥は園内にあるものを搬入すること。フレコンバックにはいつているため、運搬にはユニック車等が必要である。
- ・ ウッドチップはフレコンバッグに詰めた状態で納品すること。納品場所は作業時に委託者が指定することとする。

イ 施工箇所及び数量等について

- ・ 別添「動物舎ごとの資材 搬出・搬入量一覧」による。

ウ 施工方法及び現地確認について

- ・ 施工方法については、別添「動物舎ごとの資材 搬出・搬入量一覧」の施工方法等欄を確認すること。
- ・ 作業開始時までに委託者立ち合いで現地確認（施工方法、搬入砂置き場、交通誘導員の配置、人止め柵の配置、搬出入経路等）を行うこと。
- ・ 各動物舎での作業完了時には、ビニール袋、ブルーシートその他の異物が動物舎内に取り残されていないか十分に確認を行うこと。

エ 特に留意すべき事項について

(ア) 熱帯鳥類館での作業

全ての砂を搬出後、赤土を先に搬入し転圧後、黒土を搬入すること。

(イ) エゾシカ・オオカミ舎での作業

屋外については中央に山を作って雨水の流れを調整する目的もあるため、土の入れ方については委託者の指示による。

(3) 砂の運搬

- ・ 動物舎から搬出した砂等は「山口第3処理場（札幌市手稲区手稲山口364）」へ運搬すること。砂等の搬入開始の2週間前までに、「公共工事発生残土搬入申請書」を、委託者まで提出すること。委託者にて手続き後、許可番号を受託者へ通知するので、契約書の写しとともに、札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所（札幌市東区東苗穂2-2、電話：011-783-5314）まで提出し、許可証を受け取ること。なお、受付は平日（月～金）の9時00分から16時00分までとなっている。なお、砂等を上記処理場に搬入する際は、委託者及び上記管理事務所の指示に従うこと。前述の砂等は、動物園内の指定場所に一時的に堆積することを認める。動物園内の指定場所を使用する場合は、以下の点に留意すること。
- ・ 一時堆積場所では、動物舎から搬出した砂等が指定場所内に留まるようコンパネやブルーシート等を活用するなど配慮すること。
- ・ 処理場への運搬時、動物舎から搬出した砂等の取り残しが無いこと。

8 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- (1) 現場責任者及び従事者名簿（自由様式）・・・1部
- (2) 業務計画書（自由様式）・・・1部
- (3) 使用車両一覧（自由様式）・・・1部

園内に入構する車両は、車種、車両番号をあらかじめ委託者に届出を行い、許可を得ること（作業員等の人員輸送については、可能な限り公共交通機関の利用に努め、車両を使用する場合は原則乗り合いにより必要最小限にとどめること）。

- (4) 緊急連絡体制表（自由様式）・・・1部

9 衛生管理区域出入りチェック表の提出

家畜伝染病予防法に基づき、キリン館（ダチョウ）及びエゾシカ・オオカミ舎（エゾシカ）の作業をする前日もしくは当日に以下の書類を委託者に提出すること。

- (1) 衛生管理区域出入りチェック表（指定様式）

10 業務完了届の提出

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

- (1) 完了届（所定様式）・・・1部
- (2) 搬出・搬入量実績内訳表（A4又はA3、自由様式）・・・1部
- (3) 土砂搬入票（札幌市環境局処理場管理事務所発行）の写し・・・1部
- (4) 業務写真帳（A4、自由様式、ただし以下の要件を満たすこと）・・・1部
 - ア 写真の種類 電子媒体（デジタルカメラ）カラー
 - イ 撮影項目 作業状況（着手前、作業中、完了の工程が確認できるもの）
 - ウ 撮影頻度 施工箇所、使用する資材ごとに着手前、作業中、完了後を標準とする。
 - エ 留意事項
 - ・ 撮影時には、業務名、撮影日、撮影場所、作業状況を記入した手持ち看板を写し込むこと。
 - ・ 写真は、作業状況、寸法等の確認・判定等ができるものであること。
 - ・ 撮影機材は、有効画素数200万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものを用いること。
- (5) その他業務報告書（自由様式）・・・1部

その他業務報告書は、打合せ記録簿、調査・検討資料、調査報告書など、業務の遂行にあたり必要となった資料及び委託者が特に必要と判断した資料等を指す。委託者の指示により、CD-R等による提出を求めることがある。

11 負担区分

業務の履行に必要な人員、用具、機材及び資材等は受託者負担とする。

12 その他

- (1) 本業務の内容や施工部分及び業務仕様書等に疑義がある場合及びこの仕様に定めのない事項がある場合は、速やかに委託者と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- (2) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は速やかに委託者に連絡すること。
- (3) 敷地内は全面禁煙のため、いかなる場所でも喫煙しないこと。

- (4) 受託者は本業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏えいしたり、SNS 等にアップしないこと。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。
- (6) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。
- (7) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に努めること。

動物舎ごとの資材 搬出・搬入量一覧

館	動物舎		屋内/屋外	資材の種類	数量 (m ³)		施工方法等		
					搬出	搬入	転圧	施工方法その他連絡事項	実施時期
カンガルー館	オオカンガルー	—	屋内	荒目砂	10	11	有	・ 屋内展示場の半分64m ³ /2×0.35	
	オグロプレーリードッグ	展示室4,5	屋内	赤土	2	3	—	・ 全砂入替 (4.3m ³ ×深さ25cm程度)。 ・ 予備分を考慮し搬入は少し多め	
キリン館	キリン	大・中・小展示室	屋内	キリン砂 (kz30G.M)		4	有	・ 特殊な砂のため、kz30G.M (焼砂工房カズマ) を指定。 ・ 人力で作業実施。全体に薄く均す。	
	ダチョウ	—	屋内	赤土	1	2	有	・ 人力で作業実施。	早、10月より前希望
熱帯雨林館	クロザル	—	屋内	ウッドチップ	6	2	—	ウッドチップはフレコンバックに入れてバック裏または熱帯雨林館裏車庫に搬入。	
		—	屋内	ゾウたい肥		6			
チンパンジー館	チンパンジー	小展示室	屋内	ウッドチップ		3	—	・ 搬入のみ	
熱帯鳥類館	フラミンゴ	—	屋外	黒土	2	3	—	・ 黒土は粘りが強い土希望	
		—	屋外	赤土		1	有	・ 赤土を先に搬入し転圧後、黒土を搬入。	
エゾシカ舎	エゾシカ	—	屋外	黒土		10	—	・ 屋外は管理用通路側排水溝へ水が流れるように中央に山を作って調整したい。	
			屋内	黒土	2		有		
			屋内	荒目砂		2			

うち、残土運搬 17.0

資材名	搬出	搬入
荒目砂	10	13
赤土	3	6
黒土	4	13
ウッドチップ	6	5
ゾウ堆肥	0	6
キリン砂 (kz30G.M)	0	4
砂量合計 (m ³)	23.0	47.0

※山口処理場への残土運搬数量は17m³。

※購入が必要な資材は41m³、ゾウたい肥は支給品。